



袁世凱による日本製紙幣の原紙の導入

著者	何 娟娟
雑誌名	文化交渉 : Journal of the Graduate School of East Asian Cultures : 東アジア文化研究科院生論集
巻	5
ページ	297-308
発行年	2015-11-01
その他のタイトル	On the Manufacturing Process of the Raw Paper for Japan-Made Banknotes Introduced by Yuan Shikai
URL	http://hdl.handle.net/10112/10030

袁世凱による日本製紙幣の原紙の導入

何 娟 娟

On the Manufacturing Process of the Raw Paper for Japan-Made Banknotes Introduced by Yuan Shikai

HE Juanjuan

Abstract

Since the mid 19th century, Opium trading out-flowed China's silver cash currency and pushed up the price of silver. The Chinese market was also overflowing with foreign silver dollars. As a result of this, numerous unauthorized currencies were introduced into the market due to insufficient coinage. In 1896, Zhang Zhidong, the governor of Hubei and Hunan, introduced banknotes from Japan in order to address the problem. The imported bills were very popular among the public and became widely circulated. Yuan Shikai was transferred to Shandong as Grand Coordinator in 1903 when the finances there deteriorated. Yuan attempted to improve the situation by issuing banknotes, however, the roughly made banknotes triggered a severe social crisis. Accordingly, following Zhang's example, Yuan introduced Japanese made banknotes to Shandong Province in 1901 and 1902 respectively. After this successful introduction, Yuan was promoted to Governor-general of Zhili Province and minister in the Northern Warlords Government. He intended to introduce the raw paper used in Japanese made banknotes to Zhili in order to print and issue bills.

This paper will discuss Yuan's introduction of raw paper used in Japanese made banknotes and the process of commissioning Japan's National Printing Bureau to produce the raw paper.

Keywords: 清末、袁世凱、直隸省、日本印刷局、紙幣

はじめに

19世紀中期以降の中国は、アヘン貿易により中国の銀が海外へ大量に流出し、物価が高騰した。他方、外国の銀元が中国市場に大量に輸入され、中国旧来の銀両制度が破壊されたと同時に、貨幣鑄造のための雲南省産の銅の産量が不足し、外国から輸入する銅塊の価値も高騰するなどの経済混乱が見られた。このため、一部では銅による制錢の供給不足で、小錢が市中に横行する現象が出現している。このような状況下で、1896年湖広総督であった張之洞は銅の制錢の不足を改善する方法として日本から日本製紙幣を導入し¹⁾、商人や人々に非常に歓迎を受け、順調に市場で流通した²⁾。

袁世凱は、1900年3月に山東巡撫となるが、山東省の財政悪化から紙幣の発行を企図し実施するが、粗悪紙幣のため偽造などが忽ち大きな問題を生じた。そこで、1896年に湖北省の張之洞が日本から導入した日本製紙幣の事例を参照し、袁世凱も同様な方法を実行したのである³⁾。1901年日本から導入した「拾兩」4萬枚、「伍兩」6萬枚、「壹兩」30萬枚の紙幣が山東省で流通され、大歓迎を受け、1902年袁世凱はさらに数量限定であるが、「十兩」紙幣を導入したのである⁴⁾。その後、直隸総督兼北洋大臣となった袁世凱は、直隸省においても北洋官報局で日本から導入した紙幣の製造用の原紙によって紙幣の印刷と発行を企図したのである。

そこで本論文において、清国直隸総督兼北洋大臣袁世凱が企図し、日本から導入した日本製紙幣の原紙の問題について、日本政府の印刷局に日本製紙幣の原紙の製造を依頼したことに關して明らかにしたい。

一、袁世凱の貨幣改革の推移

清末民初の官僚・実業家・政治家である周学熙は、1880年（光緒6年）、16歳で秀才となる。1893年（光緒19年）、順天の郷試に参加して挙人となった。しかし、その後は科挙で好成績を収められなかったため、実務で功績を立てる方向に転換した。1898年（光緒24年）、開平鈔務局総弁となり、新式の鈔工業事業への関与を開始する。1901年（光緒27年）、山東巡撫袁世凱の幕僚

1) 劉四平、李細珠、「張之洞与晚清貨幣改革」、『歴史档案』、2002年第1期、100~109頁。

2) 『張之洞全集』、「札錢尙就近在日本点收头批銀元票八萬張」、第5冊、河北人民出版社、1998年11月、3906頁。

3) 『張之洞全集』、「張之洞存各處來電」、「壬寅六月初七日保定袁制台來電」、河北人民出版社、1998年9月、第54函。

4) "NORTH-CHINA HERALD AND SUPREME COURT & CONSULAR GAZETTE THE WEEKLY EDITION OF THE NORTH-CHINA DAILY NEW", VOL.LXVIII, NO.1812, SHANGHAI, APRIL.30.1902, p.856, 'Government Notes in Shantung'

となり、山東大学堂総弁に任ぜられた。1901年11月12日（光緒27年9月27日）付の光緒帝の上諭により「直隸総督兼充北洋大臣著袁世凱署理」⁵⁾と、袁世凱は臨時に直隸総督兼北洋大臣の職務を代行する。1902年（光緒28年）、周学熙は直隸総督に昇格した袁に引き続き随従しているが、7月、直隸省銀元局総弁に任ぜられた。10月、北洋銀元局が作り上げられた。当時、八ヶ国連合軍による中国の侵略を受けた後であり、北洋機器局造幣工場が戦火で破壊され、官鑄錢幣も停止し、外国貨幣の侵入と私鑄氾濫のため、「市面凋敝」「銀錢荒乏」⁶⁾と市場が混乱する状況に直面していた。それに、庚子事変のため、「新派賠款数至八十万之多」、「毎年認解新旧洋款賠款一百七十余万兩」⁷⁾と新たな80万の金額が含まれ、新旧の賠款数を合わせて170余りに昇る金額を賠償しなければならなかった。内外からの二つの金銭困難に直面し、袁世凱は金融事業を国家の根本の大計にまで引上げ、非常に重視した。そこで袁世凱は、「窃維国之本計、財政為先、財之管枢、銀行為要。臣統觀東西洋各国、莫不設立国家銀行、有行鈔鑄幣之權、上即利益公家、下以扶植商業、内足運輸国計、外足馳諸邦、洵善制也」⁸⁾と国の根幹なす柱は財政が第一番として、財政の管理を銀行が行うことにし、世界の各国を見ても、国家が銀行を作らないことはなく、紙幣の使用と貨幣の鑄造との権利を保有している。公利益を守り、商業を育てる。国内の一切を運用し、国外では各国に通用の政策であるとして、「惟銀行之舉、国家財政大計所関」、「開設銀行、以冀疏通」⁹⁾と銀行は国家の財政の根幹であるため、銀行を開設し、財政を疎通すると企図する。「近來財政紛紜、斡旋之機、首争此著、其重要情形、非尋常局所可比」¹⁰⁾と近來、財政が紛糾し、銀行の開設の重要性は最も重要であるとした。袁世凱は朝廷に「今中国計学未精、官号則資本不充、商号則群情涣散、欲操縱中外盈虚、非設国家銀行以統攝之不可。臣前日入都、晤管理戸部事務大学士臣榮祿、戸部尚書臣鹿傳霖、咸以此為急務、商由臣先在天津代設戸部銀行、為行鈔鑄幣之本」¹¹⁾と今の中国では経済はまだ未発展で、政府の資本が不足で、人達の資本も分散的で、国内外の損得をコントロールする国家の銀行によって、統轄しなければならぬ。そこで、戸部を管理する大学士臣榮祿と戸部尚書大臣鹿傳霖に面会し、銀行の開設を急務とし、紙幣の使用と貨幣の鑄造を推進するように、天津で戸部銀行を先に代設することを上呈した。光緒28年11月25日（1902年12月24日）に清朝廷は袁世凱の要請を許可した¹²⁾。

1903年（光緒29年）4月に直隸省銀元局総弁となった周学熙は、袁世凱の委任を受け、日本

5) 廖一中、羅真容、『袁世凱奏議』、上冊、天津古籍出版社、1987年、352頁。

6) 廖一中、羅真容、『袁世凱奏議』、中冊、天津古籍出版社、1987年、800頁。

7) 廖一中、羅真容、『袁世凱奏議』、中冊、天津古籍出版社、1987年、626頁、1039頁。

8) 廖一中、羅真容、『袁世凱奏議』、中冊、天津古籍出版社、1987年、679頁。

9) 廖一中、羅真容、『袁世凱奏議』、中冊、天津古籍出版社、1987年、800頁。

10) 同3)

11) 同4)

12) 廖一中、羅真容、『袁世凱奏議』、中冊、天津古籍出版社、1987年、680頁。

へ商工業・造幣のための視察に赴き、近代銀行業務の経営を見学し、日本近代の銀行業務の経営を見識した。1905年周学熙は天津官銀号を監督処理してから、「天津官銀号総章程」を制定し、銀号を整頓し再編し、銀行を「天津銀号」と名付けられ、政府と民間の貯金を吸収し貸付けなどの業務は速やかに進展し、直隸の金融市場を安定させ、近代の商業銀行方向の発展に向かって進んだ¹³⁾。

1902年2月2日に清朝廷は「前経広東、福建両省鑄造銅元、輪郭精良、通行市肆、民間称便。近日江蘇做照辨理、亦極便利、并可杜私鑄私銷之弊。著沿江沿海各督撫籌款做辦、即就各該省搭鑄通行」¹⁴⁾と広東、福建両省は鑄造した銅元の外観が精良で、市場で好く流通でき、民間において大歓迎を受け、さらに江蘇省はそれを真似て行くと極めて便利になると共に私鑄私銷も防げ、沿江沿海の各総督と巡撫に当省で資金を調達させ、銅元の鑄造を着手させると公布した。それにより銅元は全国の範囲で合法的になり、急速に沿江沿海に広がった。

1902年8月15日袁世凱は、周学熙に北洋銀元局の創設を命じ、制錢の代わりに銅元を鑄造させ、保定直隸総督府に赴任する前、周に「我月余帰来、翼見鼓鑄之成功」と命じた。周学熙は期待に応え、鑄造の費用を抑えるとともにしかも利益を得た。1902年12月から1907年3月まで袁世凱は、銀元局において、銀元を570万鑄造し、6億余枚の「当十銅元」により190万余の利益を得た¹⁵⁾。

しかし、銅元の通用は、「天津三四十里外、銀価僅換二千一二、与津埠相差二三百文、此無怪制錢無来源、其機愈滞、其法愈困」¹⁶⁾、「以銀一換津制錢、至多不過兩吊二百；若以銀一兩換銅元、至少亦在兩吊七百、是價值顯然不同也」¹⁷⁾、「銅元之荒、到处皆然、以銅元兌換銀洋誠屬不易」¹⁸⁾と、天津造幣工場の銅元が大量に滞り、1905年10月26日の時点で留滞した銅元は銀40万両に達していた。そこで袁世凱は、1907年清朝廷に上奏し、「臣維經濟之定理、以供求適當為目的。供不給求固窮、供過於求、亦適以致困難」「為今之計、惟有暫行停鑄銅元、一面亟行設法整頓」¹⁹⁾と市場は供給と需要によるものであるとして、銅元の供給が需要に追い付かなければ、インフレーションとなり、供給が需要より多くなると、デフレーションになるため、現在の解決方法は、暫定的に銅元の鑄造を停止し、整頓するとしたのである。

1905年（光緒31）銅元の停滞を緩解し、北洋銀元局の銅元を流通させるため、天津政府は銀

13) 朱信泉、「周学熙」、中国社会科学院近代史研究所、『民国人物伝 第7卷』、中華書局、1993年。

14) 中国人民銀行編、『中国近代貨幣史資料』、第1輯、下冊、中華書局、1964年、651頁。

15) 張家驥、『中華幣制史』、鼎文書局、第1編、27頁。

16) 天津市檔案館天津商会档案、「直督袁為津埠銅元較制錢貶值每兩達二百文事札飭天津商務公事文」、(1903年9月19日)。趙洪宝、「清末銅元危機与天津商会的对策」、『近代史研究』、1995年第4期。

17) 天津市檔案館天津商会档案、「直督籌款總局復函閩邑酒商申明光緒三十一年津保銅元流通及貶值情形」、(1905年12月15、30日)。趙洪宝、「清末銅元危機与天津商会的对策」、『近代史研究』、1995年第4期。

18) 天津市檔案館天津商会档案、「津商会稟陳銅元之荒到处皆然文」、(1908年1月27日、2月1日)。趙洪宝、「清末銅元危機与天津商会的对策」、『近代史研究』、1995年第4期。

19) 廖一中、羅真容、『袁世凱奏議』、下冊、天津古籍出版社、1987年、1504～1505頁。

30万両を支給し、北洋銅元官票兌換局を創設し、デザインに花文様がない洋紙を使用し、銅元票を45万枚印刷することにした。「擬請通飭全省府、庁、州、県自該地方設立兌換局之日期起、須遵照後開各条實力奉行。不得因循敷衍、陽奉陰違」、「凡征收各項、上解各款、均準其搭解北洋銅元官票、并不拘定成数。」²⁰⁾と全省の府、庁、州、県で設立された兌換局は条例の通り、強制的に施行し、釐金、塩課などの納税は北洋銅元官票によって上納させれば、必ず端数のない錢票ではないことを公布した。

1901年（光緒25）袁世凱は山東巡撫の時期に、貨幣不足を補うため紙幣を発行した。袁世凱が直隸総督となり、紙幣の発行を継続し、彼は天津の商務公所に命じ、「將選定四十家錢商字号、造具清冊、分別呈送本大臣及府県備查、並稟由府県出示曉諭、除此四十家、非由該公所議允、稟明遵照蓋戳章程、不準擅自出票、違者嚴究不貸」²¹⁾と、選定された富豪の四十家の錢家は政府に登録し、袁巡撫と府県の大臣に逋送して審査に当る。この四十家が発行した紙錢票は公印の押印あれば流通できるが、それ以外の錢家は公所から許可を受けていない場合、錢票の印刷は禁止され、偽造すれば嚴罰を受けたのである。

北洋銀元局は、銀元と銅元を鑄造する際に、湖北省で発行された紙錢票が順調に市場で流通された事例を参照し、袁世凱は湖北銀元局よっての発行した紙錢票に関する章程を手本とした。その時、周学熙は同時に天津官銀号と北洋銀元局が責任を負担し、1905年に湖北銀元局が発行した紙鈔票の経験を参考に北洋銀元局は銅元票を発行した²²⁾。その中でよく知られているのが、有名な「當十銅元票」である。その北洋銀元局が発行した「當十銅元票」には三種あり、額面「伍拾枚」の長さが11.6mm、幅が7.5mm、額面「百枚」の長さが12.7mm、幅が7.8mmで、額面「五百枚」の長さが15.3mm、幅が9.3mmである²³⁾。ここに額面「伍百枚」の銅元紙幣を右に紹介する。

この「伍百枚」の銅元紙幣は、紙幣の周辺に花紋の飾があり、框の内の上に二つの龍が一つの玉を遊ぶという図案であり、その下に「北洋」「銀元局」「當十銅元」という文字が印刷され、



20) 天津市档案馆天津商会档案、「代理天津府正堂李為銅元滯塞籌拔專款銀三十万兩拏辨銅元官票事致天津商会商会及章程」、(1905年10月30日)。趙洪宝、「清末銅元危機与天津商会的对策」、『近代史研究』、1995年第4期。

21) 天津市档案馆、天津商会档案衡編、1903~1911、天津人民出版社、652~653頁。趙洪宝、「清末銅元危機与天津商会的对策」、『近代史研究』、1995年第4期。

22) 『張之洞全集』、「張之洞存各處來電」、「壬寅六月初七日保定袁制台來電」、河北人民出版社、1998年9月、第54函。

23) 柏文、『百草集』、亞洲錢幣出版社、1999年9月、103頁。

錢票の表面の下部に「伍百枚」の文字と「準抵足制錢五千文」と押印された印章がある。その錢票の右端に「自字第柒百陸号」とあり、左端に「光緒三十一年造」、下に「北洋銀元局發行之章」と押印され、「認票不認人」の文字で、その四角に「伍拾」の文字を印刷されている。

錢票の裏面に、次のように記されていた。

欽差大臣太子少保兵部尚書都察院右都御史参与政務大臣商務大臣、練兵大臣直隸總督部堂袁 為出示曉諭事、照得本部堂前經 奏明于天津設立北洋銀元局、鑄造銅元、質精工細、行用已久、商民稱便、現在直隸各局制錢愈缺、亟應推廣行使、本部都堂特飭銀元局、分設北洋銅元兌換局、并飭印造北洋銅元官票、使遠近商民、即便取携、復無損折、以濟錢荒而維圖法、除札行司道閩局外、合亟示仰本省館商民人等、一体遵照後開章程行使、倘有從中弊混梗阻等情、一經本部堂查覺、立即嚴懲不貸、各宜凜遵無違、特示²⁴⁾。

光緒31年にこの錢票は直隸で流通し、場所と年限を問わず、北洋銅元兌換局で銅元あるいは銀元と兌換できた。全省の店舗であればすべて通用でき、錢糧、厘課、税捐及び一切の税金、納入などが必ず市場の価格で現銀を合計して税金を支払った。もし偽造し私造すると処罰された。この錢票が北洋銅元の価値に相当し、使用する際にもし断られたら、商民が訴えることができ、事実を究明し厳しく罰せられたのである。

この「當十銅元票」の原紙は日本から導入したのである。袁世凱は山東巡撫をしていた時、日本から導入した紙幣を山東省で順調に流通していたため、今回直隸省で貨幣改革の過程において、終始紙幣の使用を志向した。

二、袁世凱により日本製紙幣の原紙の導入

山東省は日本に紙幣の製造を依頼し、その紙幣の流通が山東省の金融に役だったことで、袁世凱は直隸總督兼北洋大臣に赴任後、また北洋銀元局のために日本製紙幣の依頼を企図しようと考えた。

光緒28年（1902）3月袁世凱は北洋官報局を天津に成立し、同年12月北洋官報を發行し、同郷出身の侍郎張孝謙を同局総弁に挙げて、印刷事業を兼営したが、其の銅、石、鉛、写真等各版の職工は日本から雇い、各省の紙幣及び錢鈔を印刷する²⁵⁾。しかし、その印刷の技術は高いが、紙幣原紙の製造する技術はまだ未熟であるため、袁世凱は日本製の紙幣を依頼しようとした。しかし、袁世凱はその紙幣を、そのまま導入するのではなく、紙幣用の原紙の依頼をしたのであった。

24) 吳籊中、「湖北銀元局与北洋銀元局發行的錢票」、中国錢幣、41頁。

25) 佐久間東山著、石橋秀雄注、『袁世凱伝』、現代思潮社、1985年7月15日、95頁。

それでは袁世凱はどのように「日本印刷局」へ紙幣原紙の製造を依頼したのであろうか。日本に残された資料から検討してみたい。

明治38年（光緒31、1905）7月14日付の「北洋銀元局依頼ノ銅元紙幣原紙製造方ノ件」²⁶⁾に次のように記述している。

今般、当地北洋銀元局ニ於テ、銅元紙幣発行ノ計画有之候處、右紙幣二用スル「スカシ」入原紙ハ、到底当地ニテ購入スルノ途無之（印刷ハ当地北洋官報局ニテ取扱フ）又商人ヲ通シテ、本邦私設会社ヘ注文スルトキハ、万一模造偽造等ノ弊害ヲ来スナキヤノ懸念有之候趣ヲ以テ、同局総弁周学熙氏ヨリ、別紙見本ノ通り、本邦王子製紙会社ヘ注文致度ニ就テハ、価格及仕上ケ期日等承知致シ度旨、本官ヘ依頼有之候至急、同社ヘ御問合せノ上、何分ノ御回示相成度、尚御同総弁ヨリハ、目下本邦ニ於テ、公債券其他急需品製造ノ為メ、自然他ヨリノ注文ニ応シ、難クトノ事情可有之モ可相成ハ、希望ニ応セラルアキ様画力相成度旨、懇請有之候ニ付、右様御合メノ上可然御取計相成度。此段申進候。敬具。

明治三十八年七月十四日

在天津総領事伊集院彦吉

臨時外務大臣伯爵桂太郎殿

とあるように、北洋銀元局は銅元紙幣を発行し、北洋官報局で印刷する計画があるが、その銅元紙幣を製造するスカシ入り原紙は天津で購入できず、しかも、商人を通し、日本の私設の会社から購入すれば、偽造の弊害がある場合もあるため、北洋銀元局の総弁周学熙は見本を参考にして、日本の王子製紙会社に注文し、その価格と仕上げの期日は在天津総領事伊集院彦吉に伝えた。当時、周学熙は日本印刷局が国家の公債券とその他の急需品を製造していることを承知し、日本に原紙製造を依頼した。伊集院彦吉はその連絡を受けた後、臨時外務大臣伯爵桂太郎に報告した。

明治38年（光緒31、1905）印刷局長得能通昌は北洋銀元局からの依頼件を受け、その紙幣製造する内容を外務省通商局長石井菊次郎に書簡で呈上した。

天津北洋銅元局総弁ヨリ、銅元紙幣用紙製造方依頼有之候趣ヲ以テ、出来ノ有無御照会、了承目下時局ニ際シ、諸製品輻輳致居候ヘ共折角ノ御依頼ニ依リ、精々繰合ヲ以テ、来ル三十九年一月中旬頃ヨリ、同三月中旬頃迄ノ間ニ於テ、製造可致尤モ本邦内ニ於テ、受取人無之候テハ、差支可申ニ付、愈注文ノ際ハ、本邦在留ノ清国人ニシテ、相当責任アル者ヲシ、契約取結申度。此段及貴答候也。

26) 外務省記録 > 3 門通商 > 4 類財政及経済 > 3 項貨幣 > 簿冊造幣関係雑件第一巻、アジア歴史資料センター、外務省外交史料館 B11090615100（第2、3画像）

明治三十八年八月十六日

印刷局長得能通昌

外務省通商局長石井菊次郎殿

追テ概算代価ノ義ハ左ノ通りニ有之候²⁷⁾

- 一 北洋銅元局漉込紙幣用紙大形 百枚 代価金五拾錢
- 一 北洋銅元局漉込紙幣用紙中形 百枚 代価金参拾五錢
- 一 北洋銅元局漉込紙幣用紙小形 百枚 代価金参拾錢

とあるように、日本の印刷局は天津北洋銀元局総弁周学熙より銅元紙幣用紙の依頼件を受け、明治39年1月から3月までの間に製造すると決めた。紙幣用紙の製造ができた後、受け取る者が必要であるため、在日の清国人の中から責任ある人物を選び、それから、その人物が代表者として印刷局と契約する。

追加する内容は次のようであった。北洋銅元局の漉込む紙幣用紙の概算する代価金は百枚の大形が50錢で、百枚の中形が35錢で、百枚の小形が30錢であった。

明治38年（光緒31、1905）伊集院総領事は紙幣用紙の製造のことについて、桂外務大臣からの回答をもらわなければ、袁世凱へ返事できないため、急いで桂外務大臣にもう一度書簡を送った。内容は次のようであった。

進達セル、北洋銀元局依頼ノ銅元紙幣票紙製造ノ儀ハ、同局ニテ、速カニ諾否ノ有無及ヒ価格並ニ、製造期限御承知シ度キ旨重ネテ、依頼アリ、何分ノ儀返電ヲ乞フ。

明治三十八年八月二十一日

伊集院総領事

桂外務大臣²⁸⁾

とあるように、袁世凱は日本の印刷局が北洋銀元局の依頼の件を受けるかどうか、受けたら、その価格と製造期限の通知に関して、もう一度伊集院総領事に書簡を送った。

桂太郎は伊集院の連絡を受け、直ちに返答した。

印刷局ハ、明年一月中旬ヨリ三月中旬ヨリニ交付スルコトナレハ、製造ヲ承諾スヘク代価ハ、毎百枚大形五十錢、中形三十五錢、小形三十錢。同局ハ銀元局ガ本邦ニ責任アル代理人ヲ措キスレハ、交渉授受セシコトヲ希望ス委曲ハ、承知アリ。

27) B3.4.3 Ref. B11090615100（第6画像）

28) B3.4.3 Ref. B11090615100（第10画像）

明治三十八年八月二十二日
伊集院総領事
桂大臣²⁹⁾

と記述されているように、日本の印刷局は明治39年（1906）1月から3月までの間に製造することを承諾し、その代価金は毎100枚の大形が50銭、中形が35銭、小形が30銭であり、その後に決める在日の清国の責任者と交渉することを希望した。

明治38年（光緒31、1905）9月25日伊集院彦吉は、袁世凱の方面からの依頼件及び日本印刷局との契約することに関する内容を承知し、すぐ桂太郎に呈上した書簡の内容は次のように、

北洋銀元局ヨリ、銅元紙幣原紙九十万枚製造方依頼ノ儀ニ関シテハ、七月十四日附公第九五号信ヲ以テ、委細申進候處八月二十三日電報並ニ、八月二十二日附送第一一〇号貴信ヲ以テ、右ハ印刷局へ御照会相成候趣ニテ委細御回示ノ趣了承直ニ、同局総弁へ移牒致候處、同局総弁ニ於テハ、我好意ニ対シ、殊ノ外満足致シ。居且ツ御来示ノ次第逐一承諾致候モ責任者派遣ノ儀ハ、目下直ニ選定致兼候ニ就テハ、契約取極ハ如何ノ手續ニ致スヘキヤトノ事ニ、有之共儀ハ本官ニ於テモ、即答致兼候へ共左レハトテ、委員撰定ノ際迄猶豫候時ハ從テ、印刷局ノ予定期限ニ相違キ生スヘク、因テ便宜上、同総弁ヨリ本官へ宛公文ヲ以テ、本邦印刷局ニテ、銅元紙幣原紙大中小九十万枚ノ製造取計ノ方ヲ依頼セシメ。右公文中ニハ、袁総督ノ許可ヲ経タルコト、代金ハ大形百枚五拾銭、中形同三拾五銭、小形同參拾銭（但シ日本東京ニテノ？渡原価）ニテ、承諾ノコト紙質ハ、日本紙幣用紙ト同様ノコト漉込文字ハ、別紙見本通ノコト（本見本ハ前公信ニテ送附セルモノ）等ヲ記入セシメ本官ヨリハ右ニ対シ、直ニ製造ニ着手方取計ハシ度旨外務省へ照会スルコト、契約書ハ本公信ノ受授ヲ以テ、足シ候ト思考スルモ。尚ホ今後必要ノ場合ニハ、直接印刷局ト商議セラシタキコト、又万一同局ニテ、引受方ニ故障ヲ生シタル場合ニハ、追テ照会スヘキコト等ヲ公文ニテ、回答致置候召至急同局御移牒ノ上前記ノ通り、公文ノ受授ヲ以テ、憑據トシ特ニ契約取極ノ必要無之候ハ御予定ノ期間内ニ、製造交附スヘキ旨。承諾相成候様致度將、又右ノ外何等特種ノ条件ヲ取極置クノ必要有之候ハ御申趣次第更ニ本官ヨリ、公文ノ受授ヲ以テ、契約ノ代用ト致置度左スレハ、同局ヨリ發遣ノ委員ハ、特ニ取急ノ必要無之只単ニ代金ノ交附並ニ現品受取ノ為メ、出張スルニ止リ依頼者ノ便宜不勘儀ト思考致候。召何分ノ儀御回示相成候様致度。此段申進候。敬具。

明治三十八年九月二十五日

29) B3.4.3 Ref. B11090615100（第11画像）

総領事伊集院彦吉

外務大臣伯爵桂太郎殿³⁰⁾

とあって、袁世凱は日本の印刷局が北洋銀元局より銅元紙幣原紙90万枚の製造依頼件を受けることに対して、満足した。しかし、日本で注文を取り受ける責任者と依頼件の契約の締結の内容はまだ、討論中であるため、すぐ日本の印刷局に返事できなかつた。時間がかかるため、印刷局の予定する期限を超えるかもしれなかつた。周学熙は伊集院彦吉に公文書を渡すと、その製造の始まりを表示した。しかも、その公文書の中に必ず袁世凱の印章が必要で、もしなければ、無効になる。袁の方は印刷局が提出した紙幣の製造する費用を承知し、製造する用紙が日本紙幣の用紙と同じを要求した。もし何か問題があつたら、公文書によって、印刷局に連絡し、協議する。問題がなければ、期限以内に製造と交付を完成すると印刷局が承諾した。以上の依頼内容以外に、もし特別な条件があれば、それを事前に取り扱う必要があるから、伊集院彦吉より公文書を受け渡し、契約内容の一部として添付する。北洋銀元局から派遣した委員は製造代価の支払いと物品の受け取りのため日本へ行くため、出張先の依頼者に何か不都合を生じた場合には、寛容を請うている。

袁世凱の方は伊集院彦吉に書簡を出して間もなく、銀元局の提調陳惟壬を日本へ事情の視察に派遣した。明治38年（光緒31、1905）9月26日伊集院彦吉はその提調派遣の件について、桂太郎に報告した。内容は「北洋銀元局ヨリ提調派遣ニ関スル件」³¹⁾に、

北洋銀元局ヨリ、本邦印刷局へ銅元紙幣原紙注文ノ儀ニ付、契約書ニ代スルニ公文ヲ以テスル件ニ関シテハ、昨二十五日附公第一二七號信ヲ以テ、委細申進置候處今般銀元局ヨリ本邦ノ事情視察ノ為メ同局提調陳惟壬氏ヲ派遣スルコトト相成候ニ付、其序ヲ以テ、便宜印刷局ト協議セシメ度トノ趣子同局総弁ヨリ、申越有之右ハ彼我ニ便宜不勘儀ト思考候召陳提調ヘハ為念石井通商局長宛添書ヲ交附致置候府貴省ヘ出頭ノ上ハ、印刷局ヘ紹介方等諸事相当ノ便宜ヲ典ヘレ候様陳交。此段申進候。敬具。

明治三十八年九月二十六日

総領事伊集院彦吉

外務大臣伯爵桂太郎殿

追テ昨二十五日附ヲ以テ、申進候契約書ニ代エルニ、公文ヲ以テスル儀ニ関シテハ、陳提調ノ着否ニハラス直ニ、印刷局へ御移牒ノ上、御協議相成置候様致度尚陳提調ハ必スシモ契約締結ノ為メ趣クモノニテハ、無之ニ付同局ニテ、公文ノ受授ヲ以テ、足レリトスレハ、其旨陳提調へ御面示相成候様豫メ同局へ誤解ナキ様御注意願上候追具。

30) B3.4.3 Ref. B11090615100 (第12、13、14画像)

31) B3.4.3 Ref. B11090615100 (第15、16画像)

とあるように、今般、北洋銀元局は日本の事情を視察するため、提調陳惟壬を發遣した。北洋銀元局の総弁は契約の内容を協議するとき、もし双方に不便宜なところが出現したら、陳提調を呼んで、知らせると提案した。念のため、伊集院彦吉は石井通商局長を出頭させた上に、便宜的に印刷局へ諸事を紹介するなど添書した。追加した内容は契約書の代わりに、公文書を、陳提調の到着に関わらず、直ちに印刷局へ移牒してから、協議することであった。陳提調は必ず契約締結のため、公文書を受け渡すとき、不足することがあれば、直接陳に面談して、銀元局に誤解しないように注意した。

明治39年（光緒32、1906）石井菊次郎は清の方面の原紙を注文する製紙会社の変更について、得能通昌に書簡を出している。その「銅元紙幣原紙製造方ニ関スル件」³²⁾に、

北洋銀元局依頼ニ係ル銅元紙幣原紙製造方ノ件ニ関シテハ…有之等今般製造方ヲ前記ノ通りヲ変更致度旨御報告ノ引委人御三井物産会社ヨリ申出御召右様可然可ヤ此段申進候敬具

一 拾貳面判中形 壹万六千六百六拾七枚
寸法量目既記雛形ノ通り

一 九面判大形 壹万千百拾貳枚
寸法量目既記雛形ノ通り

一 拾六面判小形 參万七千五百枚
寸法量目既記雛形ノ通り

明治三十九年一月十八日
外務省通商局長石井菊次郎
印刷局長得能通昌

とあるように、その注文の原紙は次のようであった。寸法量目既記雛形の通り、「九面判大形」が一万一千一百十二枚、「拾二面判中形」が一万六千六百六十七枚、「拾六面判小形」が三万七千五百枚である。北洋銀元局は銅元紙幣を製造する原紙に関して、最初に注文した依頼の会社は日本の王子製紙会社であるが、今回は三井物産会社が変わった。明治12年（1879）には三田製紙所のアメリカ製円網抄紙機を模造して、日本最初の国産抄紙機を完成させた。この抄紙機によって藁パルプとボロ原料との混合パルプで印刷用紙を機械抄造し、製品を市販した。そのほか紙幣用紙、擬革紙、壁紙、局紙も製造し、その一部を輸出するなど、官営にもかかわらず相当活発な活動を展開した³³⁾。そこで、北洋銀元局は明治38年（1905）と明治39年（1906）に日本から銅元紙幣を製造する原紙を注文したのであった。

32) B3.4.3 Ref. B11090615100（第27、28画像）

33) 梅井義雄、宮本常一、宮本又次、由井常彦執筆、「製紙幣の100年」、王子製紙株式会社 十條製紙株式会社、本州製紙株式会社、1973年6月1日、90頁。

その日本製紙幣原紙を導入した後、周学熙はすぐ銅元票の印刷に着手する。北洋銀元局は「當十銅元」の銅元票を発行し、その額面は「伍拾枚」「壹百枚」「伍百枚」の三種があり、この印刷業務を担当するのはこの北洋官報局であり、これも中国の公的機関が発行した一番早い印刷の銅元票である³⁴⁾。発行したとき、市場で流通している制錢が非常に不足で、一枚の銅元は十文の制錢を兌換できないため、銅元票を利用し、補助的に制錢と共に施行され、民衆の日常生活に極めて便利となった³⁵⁾。

おわりに

これまで清国直隸総督兼北洋大臣袁世凱が、さまざまな幣制改革をおこなったことは明らかにされてきたが、袁世凱が直接に日本へ日本製紙幣原紙の製造を指示し、日本政府の印刷局で製造された紙幣原紙を導入したことについて明らかにされてこなかった。

1901年（光緒25）袁世凱は山東巡撫の時期に、貨幣不足を補うため紙幣を発行したことがある。直隸総督になり、紙幣の発行を継続し、北洋銀元局は、銀元と銅元を鑄造する際に、袁世凱は張之洞に湖北の章程を要請し参考にした。その時、周学熙は同時に天津官銀号と北洋銀元局が責任を負担し、1905年に湖北銀元局が発行した紙鈔票の経験を参考に北洋銀元局は銅元票を発行するのを提案している。その後、袁世凱は日本から日本製紙幣原紙を導入し、北洋銀元局で紙幣の発行を企図したのである。

上述のように袁世凱が企図し、日本から導入した日本製紙幣原紙の問題について、袁世凱に関する資料から日本政府の印刷局に日本製紙幣原紙の製造を依頼したことを明らかにした。とくに日本に残された「山東省巡撫袁世凱ヨリ紙幣製造ノ依頼ノ件 明治三十四年」、「山東巡撫袁世凱ノ依頼ニ係ル紙幣製造方ニ関スル件」、「銀票印刷依頼ノ為メ道台馬廷亮本邦へ出発ノ件」、「北洋銀元局依頼ノ銅元紙幣原紙製造方ノ件」などの記録から、1905年に袁世凱は北洋官報局で日本から導入した銅元紙幣原紙九十万枚を使用して「伍拾枚」「壹百枚」「伍百枚」の銅元票を印刷したのである。

34) 趙伊、「天津近代造幣業」、『中国金融』印刷版、2004年、第22期。

35) 中華紙幣研究論壇、歴代紙幣与外国勢力在華發行紙幣、古代鈔票与清代鈔票、中国嘉德2013精品推薦、「光緒三十一年北洋銀元局銅元票」、2013年5月4日。